



No.071218

衛生試験結果報告書

平成 19年 12月 19日

作新工業 株式会社 様

(財)プラスチック技術振興センター  
大阪市西区北堀江 1-1-27 (イマイビル)



製品名	ニューライトプレート NL-CR (G) (超高分子量ポリエチレン、クリーム)
試験項目	食品衛生法：食品、添加物等の規格基準 (昭和34年厚生省告示第370号) 平成18年厚生労働省告示第201号に該当する試験
試験方法	厚生労働省告示第201号に準ずる (溶出条件：使用温度が100℃を越えるもの)
試験年月日	平成 19年 12月 18日
試験方法	
本振興センターに依頼のありました標記の件、財団法人 化学技術戦略推進機構 高分子試験・評価センター大阪事業所に委託し、試験した結果を次の通り報告します。	
<u>試験方法及び試験結果</u> 経済産業省：工業標準化法に基づく指定検査機関 厚生労働省：食品衛生法に基づく登録検査機関 財団法人 化学技術戦略推進機構 高分子試験・評価センター 大阪事業所 試験報告書 <u>試07-13821号</u> のとおり	
— 以下余白 —	

# 試験報告書

試 07-13821 号

平成 19年 12月 18日

大阪府大阪市西区北堀江 1-1-27 (イビル)  
財団法人 プラスチック技術振興センター 殿

〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中1-5-3  
経済産業省：工業標準化法に基づき指定検査機関  
厚生労働省：食品衛生法に基づき登録検査機関  
財団法人 化学技術戦略推進機構  
高分子試験・評価センター 大阪事業所  
所 長 藤 野 隆 博  
TEL. 06-6788-8134

品 名： ニューライトプレート NL-CR (G) (超高分子量ポリエチレン、クリーム)  
試料提出社：作新工業 株式会社

試験方法： 食品衛生法・食品、添加物等の規格基準 (昭和34年厚生省告示第370号)  
ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装  
(平成18年厚生労働省告示第201号)

試験年月日： 平成 19年 12月 18日 完了

貴社から提出された試験体の試験結果は下記のとおりです。



試験項目	試験結果
材質試験	
鉛	1 $\mu$ g/g以下
カドミウム	1 $\mu$ g/g以下
溶出試験	
重金属	鉛として1 $\mu$ g/ml以下
過マンガン酸カリウム消費量	0.2 $\mu$ g/ml
蒸発残留物	
水	1.0 $\mu$ g/ml
4%酢酸	2.5 $\mu$ g/ml
20%エタノール	2.5 $\mu$ g/ml
ヘプタン	5.0 $\mu$ g/ml
溶出条件：使用温度が100℃を超えるもの。	

上記結果は、食品衛生法・食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)に適合する。

— 以下余白 —

本試験報告書を他に掲載するときは当センターの承認を受けて下さい。

(試験報告書合計枚数 1枚)

承認者	担当者	担当者
		

## 衛生試験合格証明書

平成 19年 12月 19日

作新工業 株式会社 様

(社)西日本プラスチック製品工業協会  
大阪市西区北堀江1-1-27 (イ化ビル)  
会長 用崎貞藏



下記の製品は、衛生規格基準に合格していることを証明します。

製品名	ニューライトプレート NL-CR (G) (超高分子量ポリエチレン、クリーム)
試験項目	食品衛生法：食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号） 平成18年厚生労働省告示第201号に該当する試験
試験年月日	平成 19年 12月 18日
試験方法	
経済産業省：工業標準化法に基づく指定検査機関 厚生労働省：食品衛生法に基づく登録検査機関 財団法人 化学技術戦略推進機構 高分子試験・評価センター 大阪事業所 試験報告書 <u>試O7-13821号</u> の試験結果に基づく（別紙参照）  平成18年厚生労働省告示第201号に準ずる 但し、蒸発残留物試験は 蒸発残留物 ① ② ③ ④ を実施。 溶出条件：使用温度が100℃を超えるもの —— 以下余白 ——	